

## 令和4年度 第1回益城町子ども・子育て会議（要旨）

日時 令和4年（2022年）10月24日（月）10:00～11:50

場所 仮設庁舎別棟 2階 議会本会議場

出席者 委員会：今吉会長、吉村委員、平城委員、加島委員、木村委員、中武委員  
村上修司委員、谷川委員、本田委員、佐藤委員、勝本委員、津田委員  
益城町：こども未来課 吉川課長、吉住係長、村上係長、松本主査、山田主査、

欠席者 山田委員、村上武委員

### ◆ 概要

#### ◇ 開会

#### ◇ 会長あいさつ

- 隣の幼稚園からも子どもたちの声が届いている。子ども・子育てに関しては、非常にいろいろな課題があるが、皆さんたちの意見を吸い上げながらよりよい会議になればと思っている。

#### ◇ 議事の公開について（審議）

- 原則公開だがコロナ禍により前回同様非公開。後日発言要旨を町 HP にて公表。  
⇒ 全会一致で了承。

#### ◇ 議事

##### (1) 子ども・子育て支援事業計画事業進捗状況について（説明）

###### ● 事務局）資料1を用いて説明。

昨年度末に開催した会議の中で、令和4年度の未就学児童人口の見込みを1,864人と見込んでいた。令和4年4月1日時点の実数は1,880人と16人実数の方が多い状況。令和4年10月1日時点の最新の人口は1,917人と53人実数の方が多い。これは、見込みよりも転入者と出生数が増加したためと考えられる。なお、令和4年4月2日から9月30日までの本町の出生数は、160人。令和5年度に0歳児となる児童、令和4年度の半年間の出生数で、単純に2倍をすると320人となる。昨年度末の見込み数を277人としていたので、40人ほど差が出る可能性があり、今後の状況を注視していきたい。

小学校区別の児童状況について、下段の表のとおり約67%が町西部の広安西小、広安小学校区となっており、続いて、中央小学校区が約19%、飯野小学校区が約10%、津森小学校区が約4%となっており、本町の子育て世帯が町西部から中央部に集中している。

令和4年10月時点の幼稚園と保育所の利用実態を計画と比較した。幼稚園利用者を表す1号は、量の見込みを150人としていたが、実際の申込は156人で、利用希望者全てが幼稚園を利用されている。156人とは別に47名の児童が熊本市の幼稚園を利用している。保育所利用者の3歳から5歳児までを表す2号は、736人を量の見込みとし、確保方策を699人としていたが、10月1日時点の利用者は717人、保育施設に入所ができていない人数が6人で確保方策と申込数を比較したところ、不足分が24人。保育所利用者の0歳から2歳児までを表す3号は、0歳児で183人を量の見込みとし、確保方策を140人としていたが、10月1日時点の利用者は132人、保育施設に入所ができていない人数が19人で確保方策からみる不足分は11人、1、2歳児は、474人を量の見込みとし、確保方策を433人としていたが、10月1日時点の利用者は441人、保育施設に入所がで

きていない人数が 29 人で確保方策から見る不足分は 37 人。10 月時点の保留児童数は 54 人で、年度末までの保留児童の予測数は 89 人。昨年度末に説明をしたとおり、令和 4 年度は、そもそもの確保方策が不足しており、保留児童がその分発生している。令和 5 年度には 100 人規模の保育所を 1 園供用開始予定で、供用開始ができるように施設整備を進めている。令和 4 年 10 月 1 日時点での企業主導型保育施設を利用している人数は 70 人、町で把握している認可外保育施設を利用している人数は 20 人。この中には、保留児童 54 人も含まれている。この人数とは別に、令和 4 年 10 月時点で広域入所制度を利用し、町外の保育所などを利用していた児童は 22 人。

令和 4 年 10 月時点の認可保育所等の受入状況について、町立保育所のうち、「第 3 保育所」の受入人数が少ないのは、先ほどの説明の中でも触れた通り、第 3 保育所のある津森地区の人口が少なく、希望者が少ないため。私立保育所のうち、保育士が不足しており、定員の受け入れができていないのが 3 園で 60 人分の受け入れができていない状況。代わりに他の保育所等で定員以上の受け入れを行っており、定員と比較すると町全体で 18 人定員より多い受け入れを実現している。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況について、児童数は、令和 4 年 2 月の計画見直し時に、令和 4 年度は 456 人を見込んでいたが、実際の利用者人数は 461 人。表のとおり、特に 1 年生と 2 年生の利用者が計画を上回っており、学年全体としては計画を 5 人上回る結果となった。町内の放課後児童クラブの箇所数は、令和 4 年 2 月の計画見直し時に、令和 4 年度は 10 クラブを見込んでいたが、実際には従前どりの 9 クラブで運営を行っている。

子ども医療費助成事業対象年齢の拡大について、子ども医療費助成事業は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金を町が助成する事業である。令和 4 年 9 月 30 日診療分までは、満 15 歳の年度末（中学 3 年生）までの方を対象に事業を実施していたが、令和 4 年 10 月 1 日診療分からは、満 18 歳の年度末（高校生世代）までの方まで対象年齢を拡大して事業の実施している。

- 会長）報告に関し、何か質問事項はないか？
- 委員）放課後児童クラブの運営が 10 クラブと見込み、実際は 9 クラブとなった理由はなにか？
  - 事務局）R4 年度は低学年を優先して受け入れることによる利用者数調整でおおむね定員と変わらない利用者数となった。10 クラブ目の施設の新設は行っていない。
  - 会長）9 クラブの配置内訳はどのようになっているのか？
  - 事務局）広安西、広安小学校に各 3 クラブ、益城中央小学校、飯野小学校、津森小学校で各 1 クラブの合計 9 クラブで運営している。
- 委員）3 ページの説明の中で、3 園で 60 人の受け入れができていない状態で、代わりに他の保育所で定員以上の受け入れを行っているということだったが、定員以上の受け入れを行っている保育所では、保育士の人数の確保はちゃんとできているのか？
  - 事務局）定員以上に受け入れを行っている園では、受け入れに必要な保育士を配置している。受け入れを行うには、建物の面積要件があるため、その要件を満たしたうえで、定員以上の受け入れを実現している。
- 会長）A 園と B 園で保育士の不足から利用者の受け入れが減少傾向にあるとのことだったが、両園の所在地は、町でも人口が増加傾向にある地域。子どもが増えているのになぜ

保育園が保育士不足なのか。保育士の採用について、委員の皆さんたちから情報とかあるか。

- 委員) 保育士不足については、保育士人材バンクを活用し、対応している。
- 会長) 来年度開園予定の園（第三空港保育園）ではどのような対応をしているか？
- 委員) 今、2 園の保育園を運営しているが、職員不足ということがないので助かっている。役場から入所希望がある旨、連絡がはいれば、保育士の人数が揃っている時は対応している。来年度、第三空港保育園ができるが、その中では人材バンクを活用してみたいと考えている。また、ハローワークであったり、実習生がたくさん来ているので実習生の方に声掛けを行って採用したりすることで対応する予定。また、お友達や職員の中で知り合いを紹介していただくとかいうことで保育士を確保している。
- 委員) 現時点でも子どもが増えている状況で、将来的にも人口が増えて保育園への申し込みが増えていくのではないかと思う。抜本的に 0 歳児保育をいかに抑制するかを一緒に議論していかないといけない。保育園で 4 月に入所させなければ保育施設を利用できないということがあり、出産後、1 年たらずに職場復帰を行い、保育園を利用開始する方もいる。0 歳児が増えると、保育士さんもその分必要になるため、0 歳児の人たちができるだけ家庭で保育ができるような仕組みを並行して考える必要がある。

結果として、保育園も保育士不足が解消されていくし、子どももお母さんもゆとりが生まれると思う。保育園に 0 歳児で入所させているお母さん達の一部の人だと思うが、自分たちの休みのときには子どもとの触れ合いが足りない分しっかり子どもと触れ合うかというところではない現状をよく耳にする。お母さんにご主人で遊びに行き、子どもを保育園に預けているみたいな状況も聞いたりする。そうではなく、まず 1 歳まではお母さんとの関わりの中で対人関係を学ぶ時期だと思う。その時期に対人関係を学んでいくのに 0 歳児で保育園に入所させてしまっている。社会全体でそういった環境を作ってしまう気がする。保育士不足とか待機児童問題をするとときにそちらの充実と、そしてそのためには少しお母さんたちが家庭保育をする社会づくりを並行して考えていきたい。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画中間期の見直しについて（審議）

### ● 事務局) 資料 2 をもとに説明。

定員の見直しについて、町立第 3 保育所、A 園、B 園、D 園の幼稚園部分、町立益城幼稚園、第二幼稚園の 6 園について、定員の見直しに関し、審議をお願いしたい。それぞれの定員と過去 5 年度間の受入れ状況は資料のとおり。

町立第 3 保育所の見直し理由は、町東部の津森校区に存しており、定住促進を進めているものの、児童数は減少傾向にあり、過去 5 年間で園の定員に達した年度は一度もない。今後、津森校区の人口は統計から見ても減少傾向にあるため、定員を 75 名から 60 名に減少したい。ただし、減少をするクラスについては、未満児を中心に保留児童が発生していることから、3 歳以上児の人数を変更したい。

続いて A 園と B 園について、社会福祉法人 C から定員見直しに関する相談があった。定員見直しの理由は、過去 5 年間、定員までの受け入れができておらず、職員の不足により、定員までの受け入れが困難な状況となっているためとのことで、定員をそれぞれ 80 名に減少したいとのこと。こちらについても、3 歳以上児の人数を大きく減少することで対応したい。

続いて、D 園の幼稚園部分についても、社会福祉法人 E から定員見直しに関する相談があった。定員見直しの理由は、昨今の幼稚園利用者の減少から過去 4 年間、定員までの受

け入れができていない状況となっており、利用希望に応じた定員としたいというもので、25名の定員を15名に減少したいとのこと。

町立幼稚園については、令和3年度から「益城町立幼稚園のあり方検討委員会」を組織し、定員割れを起こしている町立幼稚園のあり方に関し、町から諮問を行い、審議の結果、第二幼稚園を廃園し、益城幼稚園に統合するべきという答申を受け、令和6年度から益城幼稚園に統合する予定としている。統合に向け、益城幼稚園で180名だった定員を令和6年度に150名とし、第二幼稚園では、150名だった定員を段階的に60名、0名と減少させたい。

町全体の幼稚園の提供体制を355人確保体制としていたが、今回のD園の幼稚園部分の定員減と町立幼稚園の統合に係る定員減を年度毎に反映し、令和5年度には、255人、令和6年度には165人と確保体制を変更。量の見込みは各年度150人を見込んでいるため、量の見込み以上の確保体制は整備されている。

町全体の保育の提供体制について、令和4年度の確保体制1,272人を昨年度末に開催した子ども・子育て会議にて、令和5年度から1,372人と変更したが、今回の第3保育所とA園、B園の見直しにより令和5年度の確保体制が1,307人となる。ただし、いずれの園も0-2歳児の未満児の定員の減少幅を抑える計画として、待機児童対策の観点から、見直しにあたっては、3歳以上児を大きく減少させたい。それでも、見込み数から不足分が発生するため、他園の弾力運営と国の認可外保育施設改修費等支援事業を活用し、町の認可外保育施設を認可保育施設にすることで、確保体制を7ページのとおりの受け皿を構築したい。

令和6年度に認可外保育施設を認可保育施設に移行し、45名の定員を確保することで、令和6年度の確保体制を1,352人まで拡大し、令和6年度の不足分を20人まで圧縮したい。しかし、ここで問題となってくるのが、人口が見込み数よりも多くなっている点と、保育施設への申込割合が以前よりも高まっている点。8ページのグラフが本町の保育施設への申込状況を表しており、年々増加傾向である。現段階では、グラフの黄色で着色した線のとおり、いずれの年次においても人口の約75%の申込割合である。2歳児と3-5歳児の青の線は幼稚園の申込割合を示しているが、幼稚園申込件数は年々減少傾向にあり、代わりに保育施設への申込割合が高まっていることが見て取れる。最新の人口からみた保育施設の申込予測は、未就学児童の人口1,917名の75%が保育施設を申し込んだと仮定した場合、令和4年度の受け皿に対する不足人数は166名となる。令和5年度については、先ほどの受け皿1,307人に対し、169名の不足。令和6年度については、先ほどの1,352人に対し、123名の不足。令和5年度と令和6年度の人口は、直近の人口増加率を乗じて算出しているが、人口増加率には、益城台地西地区の区画整理事業による人口増加分は反映していないため、今後、更なる保育施設の不足が発生する可能性がある。ただし、この人数は、あくまでも、人口の75%の方が保育施設を申し込んだと仮定した場合の数値となるため、令和5年度の保育施設利用に関する一斉申込みを11月7日から12月9日まで1か月間行い、その時の申込状況と西地区の人口増加の状況を整理し、年明けに再度、本会議を開催し、令和6年度以降の受け皿が1,352人で充足するかを再度、審議をお願いしたい。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の確保方策の見直しについて、令和4年2月の計画の見直し時には、益城台地西地区の区画整理事業区域をはじめとした分譲地の供用開始に伴い、就学前児童の人口が増加する見込みである状況を踏まえ、放課後児童クラブの確保方策について、表に示した内容に変更を行った。この時の見直しでは、クラブ

の箇所数について、令和6年度の箇所数を10箇所から11箇所に変更を行い、益城台地西地区の区画整理事業による人口増加の影響を見越して、広安西小学校の放課後児童クラブ3団体からクラブ増設に伴う要望書の提出があった。

そのほか、広安西小学校以外でも、分譲地の整備により児童数の増加が見込まれることからクラブ増設を検討している小学校区が複数ある状況になっている。町内の放課後児童クラブの令和4年度の待機児童数については、広安小学校にある3つのクラブで合計10名、飯野小学校の児童クラブで4名の合計14名発生している状況である。

クラブ増設の要望書の提出があった広安西小学校の令和4年度の利用状況について10ページの表のとおり、広安西小学校の3クラブの令和4年度の定員は合計146人であるのに対して、実際には150人が利用している。すでに定員を4人オーバーして受け入れている。広安西小学校の3クラブに、令和4年度に待機児童はいないが、クラブの利用児童は低学年の児童を優先しての受け入れを行っている。低学年の児童に利用枠を譲って実際には利用できなかった高学年の利用希望者もいたので、1年生から6年生まで実際に利用を希望した方全員の受け入れはできていない。

広安西小学校の放課後児童クラブについて、令和5年度以降の利用者数見込みについて、「①1～6年生の希望者を受け入れる場合」、「②1～4年生の希望者を受け入れる場合」、「③1～3年生の希望者を受け入れる場合」の3つのパターンでシミュレーションを行った。シミュレーションの内容は11ページの表のとおりである。

令和5年度は、現在の3クラブ体制で受け入れを行なうと、「③1～3年生の希望者を受け入れる場合」で12人の待機児童が見込まれ、「①1～6年生の希望者を受け入れる場合」では43人の待機児童が見込まれる。待機児童は、令和11年度までの7年間で、①・②・③のパターンいずれの場合でも年々増加していく見込みである。これらのことから、益城台地西地区の区画整理事業をはじめとする分譲地の整備による放課後児童クラブ利用者の増加に対応するため、放課後児童クラブの箇所数及び確保方策を11ページの表の内容に変更を行い、利用希望児童の受け入れ体制の強化を図りたい。確保方策の見直し内容について、各学年の量の見込みは、平成31年度から令和4年度までの小学校就学年齢の児童数の伸び率の平均をもとに令和5年度及び6年度の各学年の児童数の見込みを算出し、令和5年度以降は各学年の放課後児童クラブ利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）が毎年1.5%ずつ増加することを見込んで算出している。

令和5年度の箇所数を10箇所から11箇所に、令和6年度の箇所数を11箇所から12箇所に変更を行いたい。ご審議をお願いしたい。

- 会長) 何か質疑等はないか？
- 委員) 保育所の定員を下げることで何か、町にとってメリット、デメリットが生じるのか？
  - 事務局) 現在の計画ではそれぞれ100名程度ずつの受入れを見込んでいるものの、実態としては、過去5年度間の受入れ状況の通り、それぞれ80名となり、計画と乖離が生じ、見込みがたたないという面で影響を受けている。私立の運営費を町にて給付費として支給しているが、定員を下げることで、この給付費は増額する。町にとってはデメリットが多いが、実態に沿った運営をしてもらうことで、計画の目途が立ちやすくなる。また何よりも、園自体の運営も安定させ、保育環境を構築することで子どもたちの発育環境を整備するため、今回の定員見直しに応じたいと考えている。
  - 委員) 保育士さんが集まらないから定員を絞りたいということだと思うが、保育士を集める努力はしているのか？ちょっと疑問に思うし、何か皆さんたちの意見はどうか？

- 委員) 今回提案した案件について、私個人としては同意したい。私も以前在職しており、町立第 3 保育所の園長もしていた。第 3 保育所は、農村部にあって、自然豊かな環境で本当に子どもたちにも良い環境にある。ただし、今後の人口の推移を見ても津森校区の人口の伸びは少ないと感じる。第 3 保育所も以前は 60 人の定員だったが待機児童問題が叫ばれていた時期に 75 人定員とした経緯がある。当初から 75 名集めるのは難しいのではないかと考えていた。今回の現状に即した対応も無理をして維持していくよりは必要な対応ではないかと思う。

A 園と B 園に関しても、園では保育士確保に向け、努力をされていると思う。しかし、5 年も定員を満たしていない状況が続いている。今回はこういう相談が出てきたというのはもう仕方がないことなのかなと思う。確かに保育士を確保するというのはどの園でも厳しい状況にある。しかし何よりも大事にしなければならないのは、保育環境（職場環境）の充実があってこそ、子どもたちにとっての大事な環境が生まれるということ。保育士もより質のよい保育士を受け入れて、保育を展開するということが子どもたちにとって一つの大事な環境となる。保育士なら誰でもいいということではない。計画を現状に即した形にすることで、この委員会でも皆さんで検討して、じゃあどうするのかということを考えていきたい。子どもたちや保護者のニーズにも応えていかなくてはいけないということを見ると現状の体制のまま継続していく方がちょっといかがなものかなと思う。今回の提案のとおりで対応するべきではないかと思う。

- 会長) 現状から考えると、今回の見直しは致し方ないといったご意見だった。他の皆さんたちはいかがか？ 幼稚園については認定こども園の幼稚園部分の定員 15 名というのは、認定こども園の最低人数が 15 名と聞いているので最低人数の 15 名に変更するという相談だと思う。幼稚園の希望者は段々減ってくるといったような状況で、町立幼稚園のあり方検討会にて審議を行い、先日、町に委員会から答申があっている。子ども子育て関連の部分で認定こども園というものが出来たが、現状の運営をしてみて、難しいところが出てきている。幼稚園離れ保育所の無償化といったようなところが出てきたもので、ずいぶん保育園ニーズが高まっている現状である。今回の事案は審議事項になっているが、提案のとおり、保育所と幼稚園の定員見直しに関し、承諾するということがよろしいか？

⇒ 全会一致で了承

- 会長) それでは、続いて放課後児童クラブについて、ご意見はないか？
- 委員) 12 ページ、以上により同クラブの箇所数について令和 5 年度の箇所数を 10 ヶ所から 10 ヶ所、令和 6 年 11 ヶ所から 12 ヶ所に変更行いたいというふうに書いてある。現時点で放課後児童クラブの箇所数は 9 か所。令和 5 年度に 1 か所増やすのか？

事務局) 令和 5 年度は、広安西小学校の 3 クラブから要望書の提出があっており、1 クラブの増設を検討している。そのほかは、現在、益城中央小児童クラブが 2 つの建物を使用して 1 クラブとして運営している。これを 2 クラブに分割して運営を行いたいという相談があっているため、11 ヶ所の計画としている。令和 6 年度は、児童数の増加に伴い、もう 1 施設増設の可能性があるのである。

委員) 広安西小に増設するということが、どこに増設するのか？ 場所は決まっているのか？

事務局) 増設場所については検討段階である。

委員) 中央小児童クラブについて、先ほど事務局から説明があったように現在 2 つの建物で 1 クラブが運営しているが、これを 2 つのクラブに分割することを検討している。建物の収容人

数はそれぞれ 45 人と 25 人の合計 70 人。分割をすることで運営委託料が増加するため、クラブの運営はしやすくなるが、一方で支援員の先生の確保が課題となっているのが現状である。

- 会長) 放課後児童クラブの見直しに関しても、審議事項となっている。変更案のとおり見直しということよろしいか？  
⇒ 全会一致で了承

### (3) 育児休業中の保育施設の利用期間について（審議）

- 事務局) 資料 3 をもとに説明。

育児休業制度とは、法律によって定められた「子どもを養育する労働者が法に基づいて取得できる休業」のこと。平成 7 年からすべての事業所に対し、義務化され、労働者から申し出があった場合は必ず取得させなければならない。育児休業を取得することができる期間は、生誕した子が 1 歳になるまでを原則として、最長で子が 2 歳になるまで延長が可能。また公務員の場合は、3 歳に達するまで可能。また、労働者が早めの職場復帰を希望される場合は、子が 1 歳になる前であっても、休業期間を終了することができる。この育児休業期間の保育施設の利用期間に関し、今回ご審議をお願いしたい。

例のとおり、A 保育園を 2 歳児の益城太郎君が令和 4 年 9 月時点で利用しており、令和 4 年 10 月 6 日に弟の次郎くんが誕生した場合、太郎君は、次郎君の育児休業中の期間である令和 5 年 10 月 31 日まで A 保育園を「育児休業」という支給認定で利用することができ、保護者が令和 5 年 11 月から職場復帰した後も、A 保育園を継続利用することができる。ここで問題となっているのが、本町では、育児休業の認定期間を最大 1 年としている点である。今年度、住民から次のような相談があっている。趣旨としては、育児休業の取得期間が最長で子が 3 歳に達するまで延長されているのに、1 歳までで区切るのは、おかしい。継続利用ができる期間を育児休業の取得期間まで延長するべきだというご意見だった。

法的にも、民間で 2 年、公務員で 3 年と期間が延びているが、そもそも、保育施設は家庭で保育ができない世帯の児童が利用する施設であり、家庭で保育ができる状態であるにも関わらず、保育施設を利用することに矛盾が生じていること。また、益城町では待機児童も多く、対応が不可能な状態であったことから、「1 年」という期限を設けている。

しかし、待機児童が 3 歳未満の未満児に集中していること、併せて、平成 29 年に民間でも子が 2 歳に達するまで延長可能となっていること。また、2 歳や 3 歳に達するまでは、家庭保育をすることにより、定員数の少ない未満児の申込件数を減らすことができること等、総合的に考え、事務局としては、今後の育児休業中の保育施設の利用期間を子が 2 歳又は 3 歳に達するまでに変更したいと考えている。委員の皆様からのご意見を賜り、最終的な判断を行いたいので、本事案に対し、ご意見をいただきたい。

- 会長) 何かご意見はないか？
- 委員) 子育てするときは、近くにいる祖父母とかを頼ると思うが、今は祖父母世代も就労している。そして何よりも核家族化でお母さんたちが子育てするときにこういう保育施設が利用できるというのはすごくお母さんたちにとっては子育てしやすい環境の提供になると思うので、今回の見直しはとてもいいことだと思う。
- 会長) 園を運営している施設側からはどのように感じるか？ 保育施設はそもそも家庭で保育ができない保護者に代わり保育を行う場である。育児休業中で家庭にいるのに保育施

設を利用ということにどのように感じるか？

委員) 育児休暇中だからといって園で保育をしないという意識はない。ただ、子どもたちはお母さんが就労していた時は、居残り保育を利用し、遅くまで園で活動していた。そういった子どもたちが育児休業中の場合は、短時間保育になって8時半から16時半までの短い預かり時間になるので、その部分ぐらい今まで皆さんが早くお迎えに来てもらえるところでは子どもの喜びはないかなと思う。お母さんも上の子どもさんは保育園で活動することで、下の生まれた子どもさんを大事にみる時間が確保できるので、自分自身も落ち着いて迎えに来られると思うので、大事な取り組みではないかと思う。

委員) 子どもたちにとって何が必要なのか考えた中で、大事なことだと思う。前提として、子どもたちは家庭での保育が重要だが、年齢が進んでいくと、たくさんのお友達と触れ合ったり経験を重ねていったりすることはすごく大事だと思う。

育児休業中の時間を十分に活用しながら、下のお子様も育て、上のお兄ちゃんお姉ちゃんたちの育ちを保障していくことが家族みんなを支えていくことになる。保育の現場はそういった人たちを支援していく必要があると思う。育児休業中の保育利用時間は短時間になるが、その時間帯でも保育をしてもらえる環境はずっと慌ただしい毎日を送っていた中で、少し余裕のある時間を1年でも2年でも持つことによりのちのちの子育てには繋がっていくと思う。1年未満で育児休業を途中でやめられる方もいるけど、それはそれぞれの個人個人の状況だと思う。今回の2歳までもしくは3歳までの延長というのは本当に必要なことだと思う。

委員) ご意見の中に熊本市のことが書かれている。熊本市の期間はどれくらいなのか？

事務局) 熊本市は、最大3歳になるまでとされている。近隣の市町村を確認したところ、熊本市と同様の取り扱いをしていたのは、御船町。そのほかの市町村では、本町同様1年の期間とされていた。

会長) ほかに意見はないか？それでは、今回の事務局案のとおり、育児休業中の認定期間を最大3年とする取り扱いにすることでよろしいか？

⇒ 全会一致で了承

➤ 事務局) 見直し案を協議いただき感謝。今回の見直し案にて、改正を行いたい。

広安西地区の区画整理事業の進捗状況等、来年の頭にははっきりしてくると思うので、その際は、改めて会議を開催させていただきたい。本日は短期間の招集にも関わらず、参集いただき感謝したい。

◇ 閉会

以上